

住^すみたい地^ち域^{いき}で 安^{あん}心^{しん}して暮^くらしたい!



そんな
だれ^{だれ}の^のぞ
誰^{だれ}もが望^{のぞ}むことを
し^しえん^{えん}
支援^{しえん}します

にんちしょう しょう かたがた ち いき あんしん せいかつ し えん せいど
認知症や障^{しょう}がいのある方々が、地^ち域^{いき}で安^{あん}心^{しん}して生^{せい}活^{かつ}できるよ^よう支^し援^{えん}する制^{せい}度^どです。

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業
ち いき ふく し けん り よう こ じ ぎょう
(地^ち域^{いき}福^{ふく}祉^し権^{けん}利^り擁^{よう}護^ご事^じ業^{ぎょう})

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

しゃかいふく し ほうじん
社会福祉法人

やまぐちけんしゃかいふく し きょうぎ かい
山口県社会福祉協議会

へいせい ねん しゃかいふく し き そ こうぞうかい かく ともな にん ち しょう しょうがいとう はんだんのうりよく
平成12年の社会福祉基礎構造改革に伴い、認知症や障害等により判断能力が
じゅうぶん かた けん り よう ご へいせい ねん ち いきふく し けん り よう ご じぎょう
十分でない方の権利を擁護するため、平成11年に「地域福祉権利擁護事業」は
たんじょう
誕生しました。

くに へいせい ねん ど ち いきふく し けん り よう ご じぎょう にちじょうせいかつ じ りつ
国においては、平成19年度から「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立
し えん じぎょう めいしょう へんこう やまぐちけん めいしょう じゅうらい
支援事業」に名称が変更となっておりますが、山口県においては、名称は従来のま
ち いきふく し けん り よう ご じぎょう じっ し
ま「地域福祉権利擁護事業」で実施してきました。

れい わ ねん ど やまぐちけん にちじょうせいかつ じ りつ し えん じぎょう
しかしながら令和5年度より、山口県においても「日常生活自立支援事業」とい
めいしょう へんこう じっ し
う名称に変更し、実施することといたしました。

目次

にちじょうせい かつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」ってなに？	1
たとえばこんなことでお困りでは ないですか？	2
どんなことをしてくれるの？	3
サービス利用までの流れ・利用料金	5
日常生活自立支援事業事例の紹介	7
日常生活自立支援事業でできること、 できないこととは？	8

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度

「成年後見制度」とは？	9
「成年後見制度」の内容	9
「補助」「保佐」「後見」の違い	10
任意後見制度とは？	11
任意後見制度の手続きの流れ	12
成年後見制度の手続きの流れ	13
申立て時や手続き時に必要なもの	15
四親等内の親族の図	16
成年後見制度相談窓口	17
家庭裁判所所在地・管轄区域	18
成年後見制度と法人後見	19
日常生活自立支援事業市町社会福祉 協議会一覧	

「日常生活自立支援事業」 ってなに？

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

現在の福祉サービスは、自分でサービスを選び、契約をし、利用することが基本です。



福祉サービスを上手に利用できないことから身のまわりのことが十分できていなかったり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えている人々が増えてきています。

「日常生活自立支援事業」は、このような不安をなくして、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるよう支援する福祉サービスです。



ふく し
福祉サービスを
つか
使いたいが
どうすればいいか
わからない



つう ちょう ねん きん しょう しょ
通帳や年金証書を
どこにしまったか
わす
忘れてしまう



たとえば、こんなことで
お困りこまではないですか？

まい にち
毎日のくらしに
ひつ よう かね かん り
必要なお金の管理に
ふ あん
不安がある

しょう ひん
商品を
すすめられると
ことわりきれず、
ついいらないものを
か
買ってしまう

し
知らないうちに
よ ちょ きん ひ だ
預貯金が引き出され、
ねん きん つか
年金が使われて
いる



えら
ひとりで選ん
き
だり決めることに
ふ あん
不安がある

どんなことをしてくれるの？

1. 日常生活が安心して暮らせるように、 ご相談をお受けします。(福祉サービス利用援助)

たとえば

- 福祉サービスを利用する、
または利用をやめるために
必要なことを一緒に考えな
がら手続きをします。

- 悪質訪問販売や電話勧
誘販売等の消費トラブル
などへの対応を一緒に
考えます。

- 福祉サービスに関する苦情をお
受けし、解決のための手続きの援
助をします。

- 住民票の届出などの行政手続き
などに関する援助をします。



2. 毎日の暮らしに欠かせない お金の管理をお手伝いします。(日常的金銭管理サービス)

たとえば

- 福祉サービスの利用料を支
払う手続きをします。

- 年金や福祉手当をもらう
ために必要な手続きの援
助をします。

- 医療費、税金、公共料金、家賃、日用
品等の代金を支払う手続きをします。

- 上記の支払いにともなう預金の払戻、預金の預入等の手続きをします。



3. 大切な書類や印鑑などを 安全な場所でお預かりします。(書類等預かりサービス)

お預かり
できる物

- 年金証書、預貯金通帳、証書
(保険証書、不動産権利証書、契約書など)

- 実印、銀行印

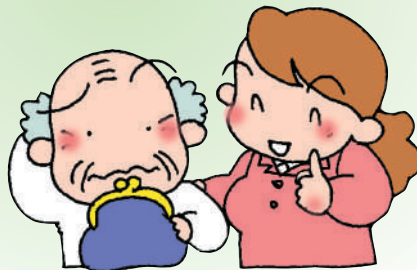
- その他、社会福祉協議会が
適当と認めた書類

※現金(旧紙幣・記念硬貨含む)、株券
等の有価証券、宝石等貴金属、自筆
証書遺言等は、原則書類等預かりサ
ービスで預かることはできません。



支援方法

1、2、3の3つのサービスについて、相談・助言、関係機関など
との連絡調整、手続きを援助します。できるだけ利用者自らが、
福祉サービスの利用手続きなどを行えるよう、ご相談をしながら
進めます。



サービス利用までの流れ

1.

相談

最寄りの市町社会福祉協議会へご相談ください。
相談は無料です。
相談内容の秘密は必ず守ります。



2.

訪問



※1 社会福祉協議会の専門員や
※2 推進員があなたのお宅を訪問し、困りごとなどをお聞きします。

利用料金

相談や支援計画をつくるまでの費用は無料です。

生活支援員が支援計画にもとづいて行う援助には利用料が必要です。

1回(1時間程度) = 1,870円

※生活保護を受けている方は、無料です。

大事な書類の預かりサービスは、貸金庫の使用料実費もしくは各社協で定める利用料をいただきます。

3.

支援計画作成・契約

お困りのことを一緒に考え、あなたの考えにそって、
専門員が支援計画をつくります。

その計画でよかったら、市町社会福祉協議会と
契約することになります。

契約の内容に間違いがなければ、
あなたと市町社会福祉協議会とが
契約を結びます。



4.

援助の開始

支援計画にもとづいて、
※3 生活支援員や推進員が
お手伝いをします。



この事業は、社会福祉の法律にもとづいて
社会福祉協議会が行います。

※1 専門員とは……相談受付、訪問調査、契約書・支援計画の作成、契約締結、支援計画の見直しなどを行います。

※2 推進員とは……相談受付、専門員との同行訪問、専門員と生活支援員との連絡調整、利用している方の見守りなどを行います。

※3 生活支援員とは……専門員が作成した「支援計画」に基づいて利用している方のお宅を訪問し、相談・助言や預貯金の払戻しなどを行います。

※専門員、推進員、生活支援員は、市町社会福祉協議会に配置されています。

日常生活自立支援事業事例の紹介

利用者プロフィール

Aさん(80歳代)

居住形態：持ち家にて一人暮らし

本人の状況：忘れ物や探し物が増えるなど、認知症の兆候が見られるが、頼れる親族は遠方にお住まいである。



本事業を利用するようになったきっかけ

親族より地元社協に『本人が通帳や印鑑の保管場所を何度も忘れてしまうこと、「誰かがお金を持って行った。」と何度も話されることがあり、心配している。』と相談があった。

→ その後、本人宅を訪問すると、片づけや掃除、ゴミ捨てができず、部屋から支払期限の過ぎた請求書が複数見つかるなど、お金を一人で管理していくことについても不安の残る状況だった。

本事業を利用してから

- 介護保険の申請手続きを支援した。

→ 居宅介護支援事業所や訪問介護事業所を利用することで、生活が安定した。

- 通帳等の紛失や未払いを防ぐため、日常的な金銭管理サービスを利用した。

→ 支払い手続きを代行することにより、未払いがなくなった。

- 親族としても、日常的に本人にかかわることができたことにより、安心感を得られた。

日常生活自立支援事業で できること、できないことは？

日常生活自立支援事業でできること

- 各種福祉サービスの情報提供、手続きの援助
- 日常的金銭管理
- 通帳等重要書類の預かり
- 消費生活センター等専門機関への橋渡し



日常生活自立支援事業の利用対象となる方

- 認知症や知的障害、精神障害、その他の理由で判断能力が十分でない方
- 本事業の契約内容について理解することができ、なおかつ「利用したい」という意思がある方

日常生活自立支援事業でできないこと

- 商品購入契約や施設の入所契約及び解約
- 財産の処分など重要な法律行為

※本事業の契約ができないほど判断能力が低下された場合もご利用できません。

成年後見制度の利用が必要

「成年後見制度」とは？

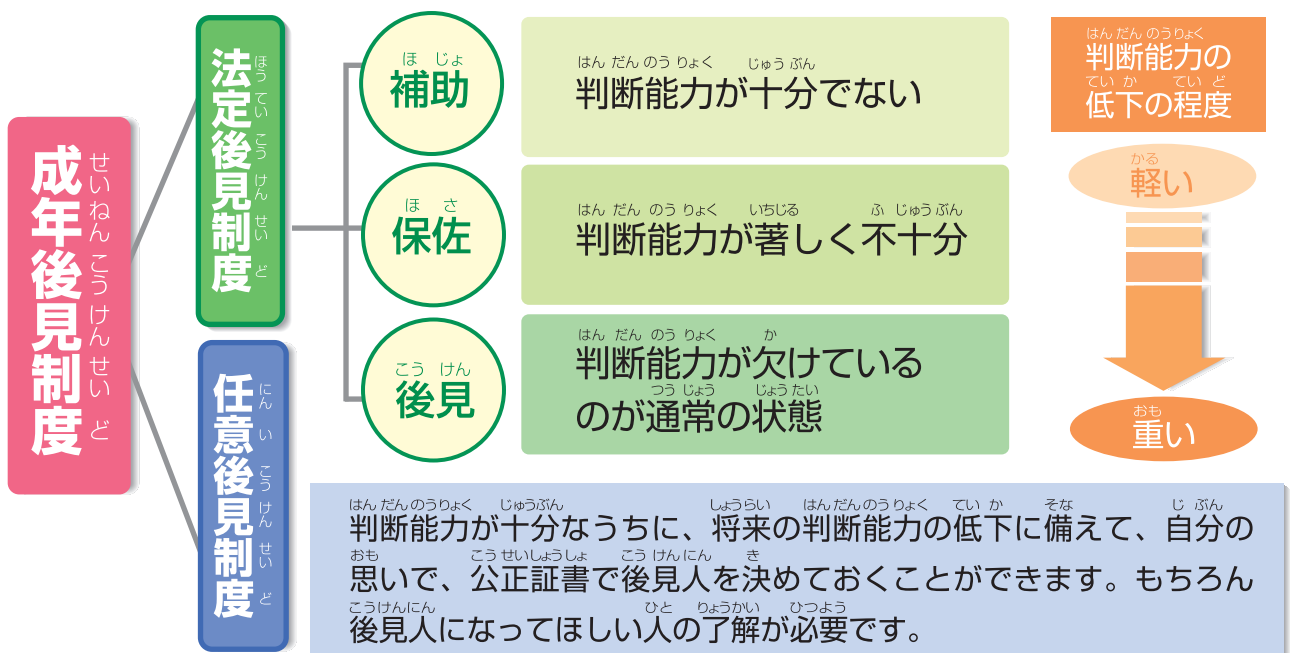
障がいや病気などにより、自分一人でものごとを決めることが難しい方や判断が十分にできない方に対して、「家庭裁判所」に決められた成年後見人等が、本人を不利益から守るために支援する制度です。

これまでは、「禁治産・準禁治産制度」という名前でしたが、名前のイメージが良くなかったり、戸籍に載るとい問題などがあってあまり利用されてきませんでした。

そこで、民法の一部が改正され、平成12年4月から「成年後見制度」という名前に変えられ、内容も今までより利用しやすくなりました。

成年後見制度の内容

新しい成年後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類からなる**法定後見制度**とあらかじめ本人が後見人を決めておく**任意後見制度**との2つにわけられます。



補助 保佐 後見 の違い

	るい 類 型	ほ じょ 補 助	ほ さ 保 佐	こう けん 後 見
人の呼び方	ほん にん 本 人	ひ ほ じょにん 被補助人	ひ ほ さにん 被保佐人	せいねん ひ こうけんにん 成年被後見人
	えん じょ ひと 援助する人	ほ じょにん 補助人	ほ さにん 保佐人	せいねんこうけんにん 成年後見人
	※援助する人は、必要に応じて、複数の人や法人が選ばれることもあります。			
開始の必要条件	たいしやう ひと 対象となる人	にん ち しょう ち てきしょう せい 認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、 神障がいなどによって、 判断能力が十分でない方	にん ち しょう ち てきしょう せい 認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、 神障がいなどによって、 判断能力が著しく不十分な方	にん ち しょう ち てきしょう せい 認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、 神障がいなどによって、 判断能力が欠けているのが通常の状態の方
	かんてい 鑑定などの 必要性	しんだん しょ 診断書など (原則として鑑定は必要ない)	げん ぞく かんてい ひつよう 原則として 鑑定 が必要 (鑑定が必要ない場合がある)	げん ぞく かんてい ひつよう 原則として 鑑定 が必要 (鑑定が必要ない場合がある)
	ほんにん どう い 本人の同意 (開始決定)	ひつ よう 必 要	ひつよう 必要ない	
	手続 申立て ことができる人	ほんにん はいぐうしゃ よんしんとう ない しん ぞく せいねんこうけんにん せいねんこうけん かん とくにん 本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人など、成年後見監督人、 けん さつ かん にん い こうけん じゆにん しゃ にん い こうけんにん にん い こうけん かん とくにん し ちやう ちやう 検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町長		
同意権・取消権	どう い けん とりけしけん 同意権・取消権が 与えられる範囲	とくてい ほうりつこう い 特定の法律行為 (申立ての範囲内) (日常生活に関する行為は除く)	みん ぽう じやう こう 民法13条1項 かくごう さだ こう い 各号が定める行為 (日常生活に関する行為は除く)	にちじやうせい かつ かん 日常生活に関する 行為以外の行為
	ほんにん どう い 本人の同意	ひつ よう 必 要	ひつよう 必要ない	
	と け ひと 取り消しができる人	ほんにん ほ じょにん 本人と補助人	ほんにん ほ さにん 本人と保佐人	ほんにん せい ねんこうけんにん 本人と成年後見人
代理権	だい り けん あた 代理権が与えら れる範囲	とくてい ほうりつこう い 特定の法律行為(申立ての範囲内)		ざいさん かん 財産に関する すべての法律行為
	ほんにん どう い 本人の同意	ひつ よう 必 要	ひつよう 必要ない	
援助する人の一般的な義務		ほんにん い し そんちやう ほんにん しんしん じやうきやうおよ せい かつ じやうきやう はいりよ 本人の意思を尊重すること・本人の心身の状況及び生活の状況に配慮すること		

民法13条1項各号が定める行為とは？

保佐人に同意権・取消権が与えられる民法13条1項各号所定の行為とは下記の9つの行為を示します。

- 資金などの元本を領収すること、これを利用すること
- 借金をしたり、保証人になること
- 不動産その他重要な財産の売買等を行うこと
- 訴訟行為を行うこと
- 贈与すること、和解すること、仲裁合意を行うこと
- 相続を承認したり、放棄すること、または遺産分割をすること
- 贈与の申し出を断ったり、遺贈を放棄すること
- 新築、改築、増築または大修繕を行うこと
- 民法602条に定められた期間を超える賃貸借契約を結ぶこと(建物については3年、土地については5年など)

「任意後見制度」とは？

任意後見制度は、判断能力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備えて、公証役場であらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が任意後見監督人を選んだ時から、契約の効力が発生します。

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で契約を結び、後見登記をする必要があります。任意後見人に任せたい内容は、本人の希望に応じて設定することができます。

身寄りのない認知症高齢者のAさん

「将来認知症が進行し、日常の買物や預貯金の管理ができなくなるかもしれない。」

福祉サービスの利用
契約が結べないかも…。」



前もって任意後見契約を結んでおけば、認知症が進行した後、自分で選んだ任意後見人が預貯金の管理や福祉サービスの契約手続きを行います。



軽い知的障がいのあるBさん

Bさんの親
「親なき後のことが心配…。
悪質商法の被害にあったりしないだろうか、一人で生活していけるだろうか…。」



前もって親や第三者の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、法人など）の複数名と任意後見契約を結んでおけば、親なき後も第三者の任意後見人がひきつづき本人の生活をサポートしていきます。

任意後見契約に関する必要書類と費用

必要書類

印鑑登録証明書（本人および任意後見候補者）

戸籍謄本（本人）

費用

公正証書作成のための基本手数料 11,000円

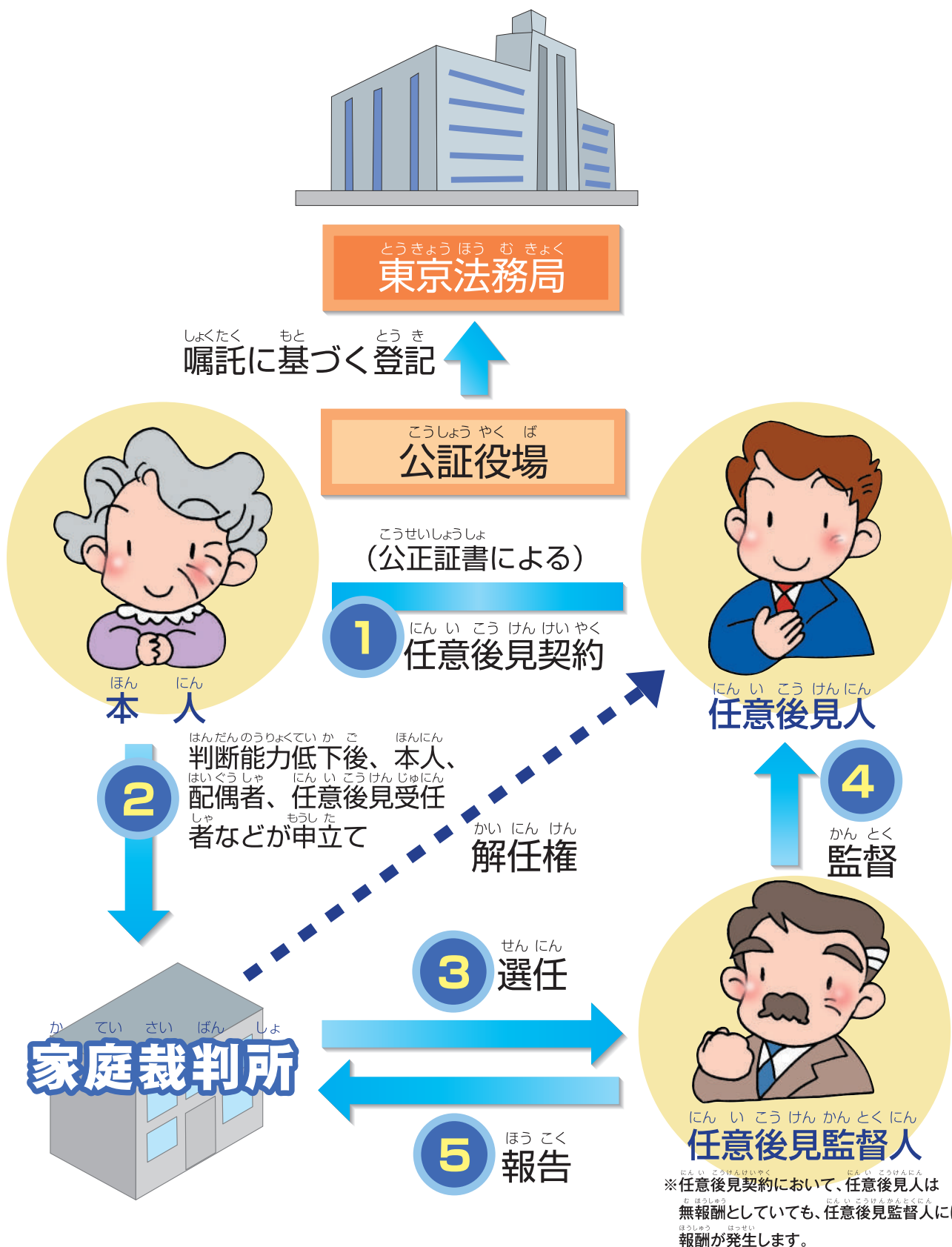
※出張してもらった場合は、加算があります。

登記嘱託手数料 1,400円

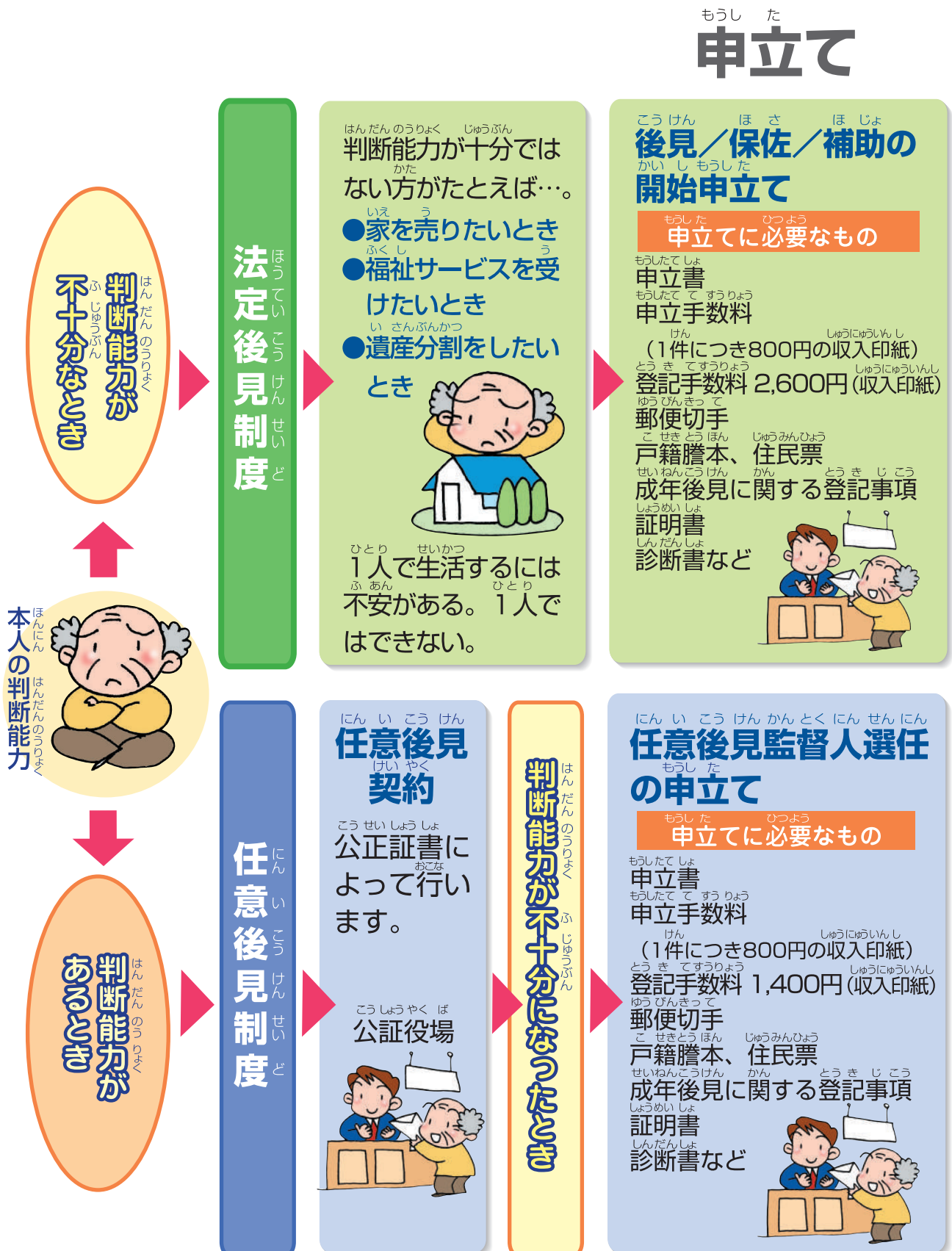
登記所に納付する印紙代 2,600円

その他本人等に交付する正本などの証書代、
郵送代 1,000円程度 など

「任意後見制度」の手続きの流れ



「成年後見制度」の手続きの流れ



審判手続き

審問

必要に応じ裁判官が直接
事情を尋ねます。

書記官

裁判官



調査

家庭裁判所調査官が事情を
尋ねたり、問い合わせたり
します。

家裁調査官



本人の判断能力について鑑定
や診断が行われることもあり
ます。(別途費用がかかります。)

監督

家庭裁判所

任意後見
監督人

成年後見
監督人など

任意
後見人

成年
後見人など

援助

成年後見人
など

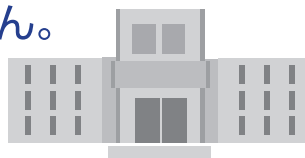
本人

身の回りに配慮しながら
財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載
されません。

東京法務局



審

判

◆ 申立て時や手続き時に必要なもの ◆

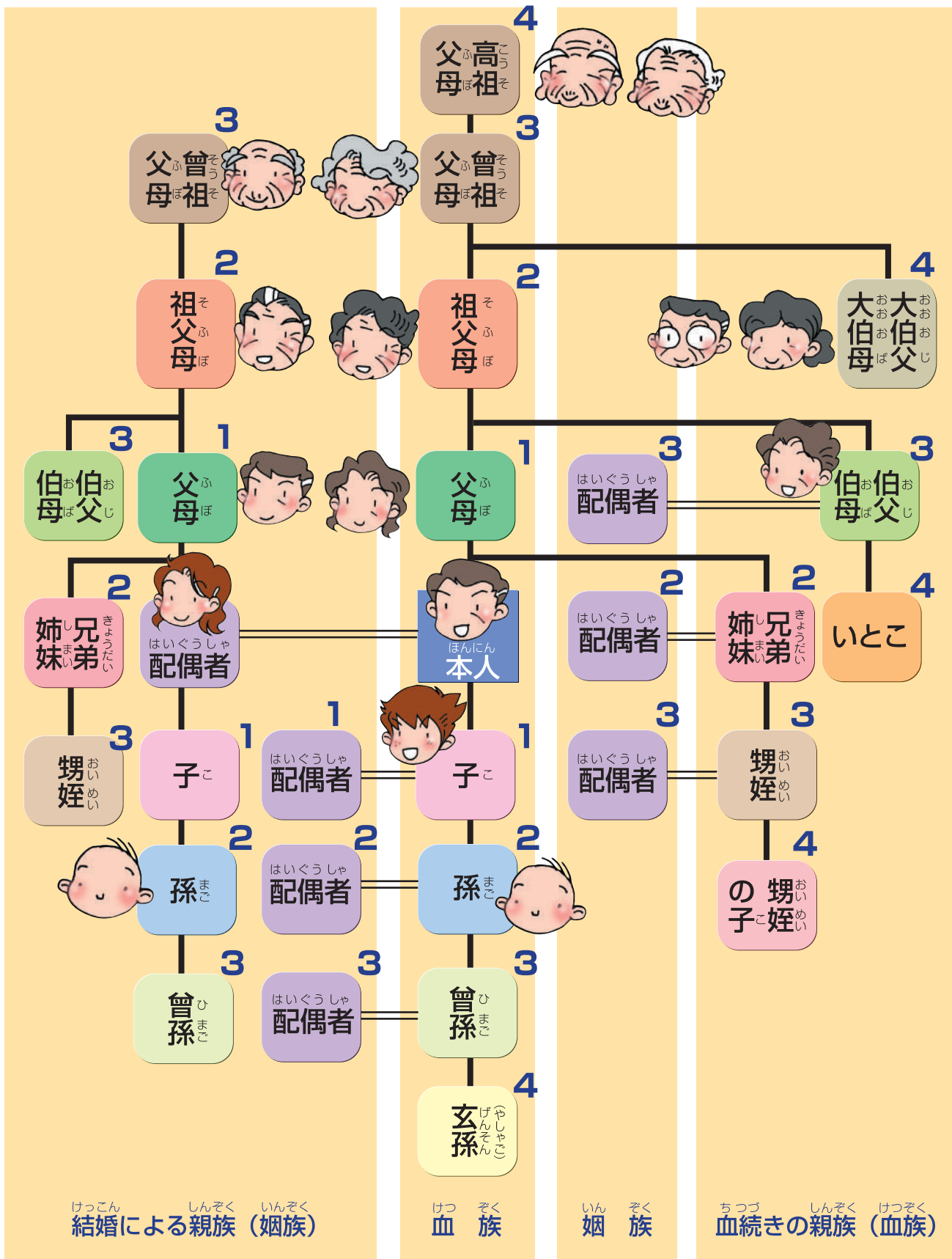
申立ての時に必要なもの	料 金	入手先など
申立書（必要事項を記入したもの）、 申立事情説明書、本人の財産目録、 本人の収支予定、親族関係図、 後見人等候補者事情説明書（親族が 候補者となる場合のみ）等	無 料	後見申立てセット等 家庭裁判所にあります
申立手数料（収入印紙）	800円	郵便局で購入できます
登記手数料（収入印紙）	2,600円	郵便局で購入できます ※任意後見監督人選任の場合は、 1,400円
郵便切手	4,000円程度	郵便局で購入できます ※金額は申立類型（後見、保佐、補助）により 異なりますので、詳しくは家庭裁判所へお 問い合わせください。 ※保佐、補助の申立ての場合は、左記に追加 で1,000円程度必要となります。
本人の戸籍謄本（全部事項証明書）、本人 の戸籍附票又は住民票（いずれも3か月 以内に発行されたもの）	各市町で手数料 が異なります	市町長が発行するもの
成年後見人など候補者の戸籍附票 もしくは住民票	各市町で手数料 が異なります	市町長が発行するもの
本人の登記されていないことの 証明書	1 通 300円	証明書交付請求先 東京法務局後見登録課 窓口交付または郵送*1 法務局、地方法務局の戸籍課 （窓口交付のみ） *1 郵送のときは申請書、返信用封筒（宛名を書 いて切手をはったもの）を同封のこと。 申請用紙は法務局・地方法務局、法務局の ホームページからも取り寄せできます。 法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/
本人情報シート		家庭裁判所の様式を用います
診断書	各病院で 異なります	家庭裁判所の様式を用います （3か月以内のものがが必要です）

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円から10万円程度かかります。

※本人の財産に関する資料や本人の収支に関する資料などが必要となりますので、その他の資料については家庭裁判所に確認してください。

四親等内の親族の図

親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



◆ 成年後見制度相談窓口 ◆

◆ 成年後見制度について

めい しょう 名 称	でん わ ばんこう 電話番号	しょうざいち 所在地
やま ぐち けん ない か ていさいばんしよ 山口県内の家庭裁判所	18ページ参照	
やま ぐち けん べん じ かい 山口県弁護士会	(083) 922-0087	〒753-0045 やまぐち し こがねちょう 山口市黄金町2-15
やま ぐち けん し ほうしよ し かい 山口県司法書士会 しゃだんほうじんせいねんこうけん 社団法人成年後見センター・ リーガルサポート山口支部	(083) 924-5220	〒753-0048 やまぐち し えきどお 山口市駅通り2-9-15 やまぐち けん し ほうしよ し かい かんない 山口県司法書士会館内
やま ぐち けん しゃ かい ぶく し し かい 山口県社会福祉士会 けん り よう じ 権利擁護センターぱあとなあ山口	(083) 928-6644	〒753-0072 やまぐち し おお て まち 山口市大手町9-6 やまぐち けん しゃ かい ぶく し かい かんない 山口県社会福祉会館内
いっ ばん しゃ だん ほう じん 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター コスモスやまぐち	(083) 922-1118	〒753-0042 やま ぐち し そう だ ゆうちよう ばん じょう 山口市惣太夫町2番2号 やまぐち けん と ち か かくちうま し かい かん 山口県土地家屋調査士会館3F 山口県行政書士会内
に ほん し ほう し えん ほう 日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374	ほう (法テラス・サポートダイヤル)
ほう む しょうみん じきよく 法務省民事局	(03) 3580-4111	〒100-8977 とうきやうと ち よ だ く かすみ が せき 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1
ほう む しょう 法務省のホームページ	https://www.moj.go.jp	
さいこうさいばんしよ 最高裁判所のホームページ	https://www.courts.go.jp/saikosai/index.html	

◆ 成年後見登記について

めい しょう 名 称	でん わ ばんこう 電話番号	しょうざいち 所在地
とうきやうほうむ ききょみん じぎょうせい ぶ 東京法務局民事行政部 こうけんとうろく か 後見登録課	(03) 5213-1360	〒102-8226 とうきやうと ち よ だ く だんみなみ 東京都千代田区九段南1-1-15 く だんだい こうどうちやうしや 九段第2合同庁舎4階

◆ 任意後見契約について

めい しょう 名 称	でん わ ばんこう 電話番号	しょうざいち 所在地
やま ぐち こうしょうやく ば 山口公証役場	(083) 925-0035	〒753-0045 やまぐち し こがねちょう 山口市黄金町 3-5
とく やま こうしょうやく ば 徳山公証役場	(0834) 31-1745	〒745-0034 しゅうなん し み ゆきどおり あきもと かい 周南市御幸通2-12 秋本ビル5階
いわくに こうしょうやく ば 岩国公証役場	(0827) 22-5116	〒740-0022 いわくに し やま て まち やま て まち かい 岩国市山手町2-16-10 山手町ビル2階
しものせきから と こうしょうやく ば 下関唐戸公証役場	(083) 222-6693	〒750-0004 しものせきし なか の ちやう やま と こうつう かい 下関市中之町6-4 大和交通ビル4階
う べ こうしょうやく ば 宇部公証役場	(0836) 34-2686	〒755-0032 う べ しことぶきちやう 宇部市寿町3-8-21
はぎ こうしょうやく ば 萩公証役場	(0838) 22-5517	〒758-0071 はぎ し かわらまち み よし かい 萩市瓦町16 三好ビル2階

※防府公証役場は山口公証役場と統合されました。

か てい さい ばん しよ しょ ざい ち かん かつ く いき
◆ 家庭裁判所所在地・管轄区域 ◆

めい しやう 名 称	でん わ ばんごう 電話番号	しよざい ち 所在地	かんかつ く いき 管轄区域
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 しものせきし ぶ 下関支部	(083) 222-2899	〒750-0009 しものせきし かみ た なかまち 下関市上田中町8-2-2	しものせきし 下関市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 う べ し ぶ 宇部支部	(0836) 21-3198	〒755-0033 う べ し ことしばちよう 宇部市琴芝町2-2-35	う べ し くすのきち く のぞ 宇部市(楠地区は除く)
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 ふな き しゅうちやうしよ 船木出張所	(0836) 67-0036	〒757-0216 う べ し おおあざ ふな き 宇部市大字船木183	う べ し くすのきち く 宇部市楠地区 み ね し きゅうみ ね し ちく 美祢市(旧美祢市地区) さんやう お の だ し 山陽小野田市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所	(083) 922-9148	〒753-0048 やまぐち し えきどお 山口市駅通り1-6-1	やまぐち し 山口市 み ね し みとうちよう 美祢市美東町 み ね し しゅうほうちよう 美祢市秋芳町 ほう ふ し 防府市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 はぎ し ぶ 萩支部	(0838) 22-0047	〒758-0041 はぎ し おおあざ えむかい 萩市大字江向 469	はぎ し 萩市 あ ぶ ちよう 阿武町 なが と し 長門市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 しゅうなん し ぶ 周南支部	(0834) 21-2698	〒745-0071 しゅうなん し き さんどおり 周南市岐山通2-5	しゅうなん し くだまつ し 周南市・下松市 ひかり し 光市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 いわくに し ぶ 岩国支部	(0827) 41-3181	〒741-0061 いわくに し に し み 岩国市錦見1-16-45	いわくに し わ き ちよう 岩国市・和木町 やな い しゅうちやうしよ かんかつく いき (柳井出張所の管轄区域)
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 やな い しゅうちやうしよ 柳井出張所 うけつけ (受付のみ)	(0820) 22-0270	〒742-0002 やな い し やま ね 柳井市山根10-20	やな い し かみのせきちよう 柳井市・上関町 た ぶ せちよう ひら お ちよう 田布施町・平生町 す おう おおしまちよう 周防大島町

れい わ ねん がつげんざい
令和7年3月現在

成年後見制度と法人後見

なぜ成年後見制度が必要？

社会福祉法の施行により、福祉サービスは障がい者等のノーマライゼーションと自己決定の実現を図るために、利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する利用制度に転換することとなりました。

自己選択・自己決定が尊重される一方で、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方々は、福祉サービス利用の面に置いては、事業者と対等な立場に立った時、情報の面、利用手続きの面で不利益に立たされる場合があります。

また、日常生活においても、消費契約等様々な場面で不利益を被る場合があります。

こうした中、判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するため、成年後見制度の活用がますます重要となってきています。

法人後見とは？

平成12年4月に施行された「成年後見制度」では、法人が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）になることが認められました。（民法843条）
実際に、社会福祉法人、社団法人、NPO法人等が成年後見人等になり、活動されているケースが全国的に増えつつあります。



法人後見に期待されること

法人が成年後見人等を受任されるのが期待されているのは以下のとおりです。

若い人など、後見期間が長期にわたることが予想され、成年被後見人等に対して一貫した永続的な後見業務が必要となる場合、法人が受任すれば、その法人が継続する限り継続的に支援を行うことが可能であるため、その受け皿となる。

第三者の成年後見人等の選任が必要だけど、低所得等の理由により成年後見人の選任が困難な場合、その受け皿となる。

成年後見制度の二ーズの増加に伴い、県内で予想される第三者の成年後見人等の受け手不足に対応するための受け皿となる。

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要と思われる利用者は年々増加しています。

しかし、成年後見制度の申立人がなかなか見つからない、親族で成年後見人等の引き受け手が見つから

ない、そのために第三者の成年後見人を選任したいと思うけれど低所得のため後見報酬の支払いが難しく、利用しづらい、等様々な理由で成年後見制度の利用が進みづらい現状があります。

そのような課題を解決し、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しやすいように、法人が成年後見人等を受任することが特に期待され、求められています。

法人後見のメリット・デメリット

法人が成年後見人等を受任する場合には、様々なメリット・デメリットがあります。

法人後見における長所・短所を見極め、成年被後見人等にとって法人が成年後見人等となること
適切かどうかを、十分に検討する必要があります。

法人後見のメリット

- ・成年被後見人等がまだ若く、後見期間が長期にわたる場合に、法人が存続する限り継続的な支援が可能。
- ・組織的な対応により、安定的なサービスの提供が期待出来ると同時に、複数の人が業務に関わることで、不正に対するチェック機能が働く。
- ・効率的な後見業務の遂行が期待される。

法人後見のデメリット

- ・組織として対応するため、困難事例等において判断に時間を要することがあり、迅速性に欠ける。
- ・後見業務担当者が異動した場合、成年被後見人等との人間関係の再構築が必要となる。
- ・法人後見を行う事務所を運営していく経費の負担が重荷になる。

山口県法人成年後見支援センターの取り組み

山口県法人成年後見支援センターでは、以下の取り組みを行っています。何かお困りごとがありましたら、ぜひ当センターにご相談ください。

成年後見制度の内容や申立の方法など成年後見制度に関するご相談をお受けします。

成年後見制度がより身近な制度になるよう、広報啓発を行います。

市町長による申立がスムーズに行われるように、市町行政に働きかけをします。

法人後見の受任を検討する社会福祉法人等を応援します。

● 日常生活自立支援事業市町社会福祉協議会一覧

しゃ かい ふく し きよう ぎ かい めい 社会福祉協議会 名	じゅう しょ 住 所	でん わ ばん ごう 電 話 番 号
しものせき し しゃかいふく し きよう ぎ かい 下関市社会福祉協議会	しものせき し かみ た なかまち 下関市上田中町1-16-3	(083) 232-2001
う べ し しゃかいふく し きよう ぎ かい 宇部市社会福祉協議会	う べ し ことしばちよう 宇部市琴芝町2-4-25	(0836) 33-3131
やまぐち し しゃかいふく し きよう ぎ かい 山口市社会福祉協議会	やまぐち し かみたてこう じ 山口市上堅小路89-1	(083) 934-3538
はぎ し しゃかいふく し きよう ぎ かい 萩市社会福祉協議会	はぎ し おおあざ えむかい 萩市大字江向510	(0838) 22-2289
ほう ふ し しゃかいふく し きよう ぎ かい 防府市社会福祉協議会	ほう ふ し ことぶきちよう 防府市寿町7-1	(0835) 22-3907
くだまつ し しゃかいふく し きよう ぎ かい 下松市社会福祉協議会	くだまつ し にしいち 下松市西市2-10-16	(0833) 41-2242
いわくに し しゃかいふく し きよう ぎ かい 岩国市社会福祉協議会	いわくに し ま り ぶまち 岩国市麻里布町7-1-2	(0827) 22-5877
ひかり し しゃかいふく し きよう ぎ かい 光市社会福祉協議会	ひかり し みつ い 光市光井2-2-1	(0833) 74-3020
ながと し しゃかいふく し きよう ぎ かい 長門市社会福祉協議会	ながと し ひかし ふかわ 長門市東深川1321-1	(0837) 22-8294
やな い し しゃかいふく し きよう ぎ かい 柳井市社会福祉協議会	やな い し みなみまち 柳井市南町3-9-2	(0820) 22-3800
み ね し しゃかいふく し きよう ぎ かい 美祢市社会福祉協議会	み ね し おおみねちようひがしふん 美祢市大嶺町東分320-1	(0837) 52-5222
しゅうなん し しゃかいふく し きよう ぎ かい 周南市社会福祉協議会	しゅうなん し はやたまちよう 周南市速玉町3-17	(0834) 22-2115
さんようお の だ し しゃかいふく し きよう ぎ かい 山陽小野田市社会福祉協議会	さん よう お の だ し ちゅうおう 山陽小野田市中心2-3-1	(0836) 81-0050
すおうおおしまちようしゃかいふく し きよう ぎ かい 周防大島町社会福祉協議会	おおしまくんすおうおおしまちようおおあざごまつ 大島郡周防大島町大字小松125-2	(0820) 74-2948
わ きちよう しゃかいふく し きよう ぎ かい 和木町社会福祉協議会	く がくんわ きちよう わ き 玖珂郡和木町和木2-15-22	(0827) 52-8644
かみのせきちよう しゃかいふく し きよう ぎ かい 上関町社会福祉協議会	くま げ ぐん かみのせきちようおおあざながしま 熊毛郡上関町大字長島617-10	(0820) 62-0695
た ぶ せちようしゃかいふく し きよう ぎ かい 田布施町社会福祉協議会	くま げ ぐん た ぶ せちようちゅうおうみなみ 熊毛郡田布施町中央南16-1	(0820) 53-1103
ひら おちよう しゃかいふく し きよう ぎ かい 平生町社会福祉協議会	くま げ ぐん ひら おちよう おおあざひら お むら 熊毛郡平生町大字平生村618-2	(0820) 56-8000
あ ぶ ちよう しゃかいふく し きよう ぎ かい 阿武町社会福祉協議会	あ ぶ ぐん あ ぶちようおおあざ な ご 阿武郡阿武町大字奈古3081-5	(08388) 2-2615

お問い合わせ先

やまぐち し おお て まち

〒753-0072 山口市大手町9-6

しゃかいふく し ほうじん やまぐち けんしゃかいふく し きよう ぎ かい
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

せいかつ し えん ぶ せいかつ し えんはん
生活支援部生活支援班

やまぐちけんほうじんせいねんこうけん し えん

山口県法人成年後見支援センター

TEL 083-924-2845 FAX 083-922-1295